

公益社団法人 日本尺八連盟定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本尺八連盟と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都市に置く。

(支部)

第3条 この法人は、理事会の決議を経て必要の地に支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この法人は、我が国古来の伝統芸術である尺八音楽を伝承するとともに、我が国文化の興隆と発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 演奏会の開催
- (2) 演奏及び作曲等に関する講習会及び研修会の開催
- (3) コンクールなどにおける演奏及び作曲等の表彰
- (4) 広く教授者を養成すること
- (5) 尺八音楽に関する調査研究
- (6) 会報等の発行
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は日本全国で行う。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第6条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した、この法人の実施する認定教授資格(准師範以上)を有する個人
- (2) 準会員 正会員の門下生で、この法人の目的に賛同する個人
- (3) 賛助会員 この法人の事業を援助する個人又は団体
- (4) 名誉会員 この法人に特に功労のあった者で総会の議決をもって推薦された者

2 前項各号の会員のうち正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、法人法という)に定める社員とする。

(会員の資格の取得)

第7条 会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会手続きを要せず、本人の承諾をもって名誉会員となるものとする。

(経費の負担)

- 第8条 この法人の事業活動に経常的に生ずる費用に充てるため、正会員は、正会員になった時及び毎年、総会において別に定める額を支払う義務を負う。
- 2 準会員は準会費を、賛助会員は賛助会費を、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

- 第9条 会員は、理事会において別に定める退会届けを提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

- 第10条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、当該会員を除名することができる。この場合、総会で議決する前にその会員に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に違反する行為があったとき
- (2) この法人の定款又は規則に違反したとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(資格の喪失)

- 第11条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。
- (1) 第8条の支払義務を2年以上履行しなかったとき
- (2) すべての正会員が同意したとき
- (3) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (4) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

第4章 総 会

(構成)

- 第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

- 第13条 総会は、次の事項について決議する。
- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等支給の基準
- (4) 事業報告書並びに貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）、財産目録及びそれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 理事会において必要と認めた事項
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 2 前項の規定にかかわらず、総会においては、その招集通知の書面に記載した目的以外の事項は、法人法第49条3項に定められている場合を除き、決議することができない。

(総会の開催)

- 第14条 総会の開催は、定時総会及び臨時総会とする。
- 2 定時総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時総会は必要に応じて開催する。

(招集)

- 第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。
- 前項のほか、正会員現在数の5分の1以上から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求されたときは、代表理事はその請求があった日から6週間以内の日を開催日とする臨時総会を招集しなければならない。
 - 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、代表理事が招集する。
 - 総会の招集には、代表理事が総会の日から2週間前までに正会員に対し、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面により通知しなければならない。

(議長)

- 第16条 総会の議長は代表理事の中から選出する。

(議決権)

- 第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

- 第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。
- 前項の規定にかかわらず、次の議決は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - 会員の除名
 - 監事の解任
 - 定款の変更
 - 解散
 - その他法令で定められた事項
 - 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでのものを選任することとする。

(書面による議決権行使)

- 第19条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- この場合において、前条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

- 第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
- 議長及び出席した正会員のうちから、その会議において選出された議事録署名人2人以上が記名押印する。

第5章 役員

(役員の数)

- 第21条 この法人には、次の役員を置く。
- 理事 11名以上15名以内(うち、会長1名、副会長3名以内及び常務理事3名以内)
 - 監事 2名または3名

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 会長及び副会長は法人法上の代表理事とする。
- 4 常任理事は法人法上の業務執行理事とする。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長及び副会長は、法令の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。副会長及び常務理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序で、その職務を代理し、執行する。
- 4 常務理事は会長及び副会長を補佐し、理事会の決議に基づき日常の事務に従事し、総会の議決した事項を処理する。
- 5 会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の情報の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員損害賠償責任の免除)

第28条 この法人は、法人法第114条第1項の規定により、理事及び監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての役員をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長並びに常務理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、毎年2回会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会開催日の1週間前までに、各理事及び監事に対してその通知を発しなければならない。
- 4 会長が必要と認めたとき、又は理事から会議に附議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、会長は、その請求があった日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

(議長)

第32条 理事会の議長は代表理事の中から選出する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(財産の管理及び運用)

第35条 この法人の財産の管理及び運用は、理事会の承認を得て、会長が行うものとする。

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第37条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時総会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）及びそれらの附属明細書
 - (4) 財産目録
- 2 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第39条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(剰余金)

第40条 この法人は剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この法人は、総会の決議によって定款を変更することができる。

(解散)

第42条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第43条 この法人が公益認定の取り消し処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消し日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17条に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第45条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。

- 3 事務局の職員は、会長が理事会の決議に基づき任免する。
- 4 事務局の職員は、有給とする。
- 5 事務局の組織、運営及び管理その他の必要な事項は、理事会において定める。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。

第11章 雑則

(委任)

第47条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は鳩山邦夫、久保田敏子、一柳武司とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散登記日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記日を事業年度の開始日とする。

以上